

第 22 編 用排水機場編

第 1 章 用排水機場下部

第 1 節 適 用

農業農村整備事業における用排水機場下部工事(ポンプおよびその他付属設備の製作据付工事は除く)の施工については、第 6 編第 6 章排水機場の規定による。

第 2 節 適用すべき諸基準

受注者は、**設計図書**、下記の基準類および第 1 編から第 3 編に掲げる適用すべき諸基準による。また、この諸基準は、最新版を適用する。なお、基準類と**設計図書**に相違がある場合は、原則として**設計図書**の規定に従うものとし、疑義がある場合は監督職員と協議しなければならない。

農林水産省	土地改良事業計画設計基準	ポンプ場	(平成18年3月)
日本道路協会	杭基礎設計便覧		(平成19年1月)

余白